

【令和7年4月1日～】 入院時の食事負担金の変更について

昨今における光熱費や食材費等の高騰を理由に、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、稲沢厚生病院におきましても令和7年4月1日より、下記のように負担金が増えるため、ご理解をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

◆入院時食事療養の標準負担額について（1食につき）

区分				標準負担額	
70歳未満の方	70歳以上の方			令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
一般 <small>（住民税課税世帯）</small>	一般 <small>（住民税課税世帯）</small>			490円	510円
		<small>（例外1）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等</small>		280円	300円
		<small>（例外2）精神科入院患者 ※2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神科に入院している患者</small>		260円	260円
住民税非課税世帯	住民税非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日以内	230円	240円
	<small>（低所得者Ⅱ）</small>		90日超	180円	190円
	住民税非課税世帯 <small>（低所得者Ⅰ）</small>			110円	110円

負担金額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険（国保）、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合）の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ

令和7年3月31日

稲沢厚生病院 医事課